

高齢者等GPS端末機利用助成事業実施要綱

制定	平成12年7月26日	区長決定 要綱第124号
改訂	平成13年4月1日	要綱第124号
改訂	平成19年4月1日	要綱第22号
改訂	平成21年3月31日	要綱第220号
改正	平成28年1月6日	要綱第3号
改正	平成29年5月22日	要綱第89号
改正	平成30年4月1日	要綱第74号
改正	平成31年3月6日	要綱第36号
改正	令和5年4月1日	要綱第87号

(目的)

第1条 この要綱は、認知症の症状およびその可能性により行方不明になる恐れのある高齢者（以下「高齢者」という。）等を在宅で介護する家族（以下「介護者」という。）に対し、GPS端末機利用に係る初回に必要な費用（以下「初回費用」という。）の助成を行うことにより、高齢者の早期発見と安全の確保に役立て、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、区長が協定を締結した事業者（以下「協定事業者」という。）が提供するGPS端末機の利用を希望する者のうち、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護者のうち、介護の対象が区内に住所を有する原則65歳以上の高齢者で、行方不明時に高齢者の位置を確認後、迎えに行くことのできる者
- (2) その他区長が特に必要と認めた者

(申請)

第3条 助成を受けようとする介護者は、高齢者等GPS端末機利用助成申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、資格要件に該当するか否かを審査し、助成の可否を決定する。
- 3 区長は、前項の決定をしたときは、高齢者等GPS端末機利用助成決定通知書（第2号様式）または高齢者等GPS端末機利用助成申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知する。
- 4 前項の規定により、利用者に対し通知するときは、併せて協定事業者に対し、高齢者等GPS端末機利用助成通知書（第4号様式）により通知する。

(GPS端末機利用契約)

第4条 助成決定を受けた介護者は、GPS端末機の利用について、協定事業者と契約を締結し、当該契約に基づいて、当該事業者からGPS端末機の提供を受けるものとする。

2 協定事業者は、介護者がGPS端末機の利用を開始したときは、高齢者等GPS端末機利用開始通知書(第5号様式)により、区長に通知するものとする。

(助成の内容と費用負担)

第5条 区は、助成対象者が選択したGPS端末機に応じて、初回費用を負担する。

2 助成は、助成対象者が介護する高齢者1人につき1回限りとする。ただし、GPS端末機の拡充により選択肢が増えた場合は、この限りではない。

3 助成対象者の費用負担は、初回費用を除く基本料金、位置情報提供料金、バッテリー交換代金等とし、区が事業者に直接支払うものとする。

(助成金の支払)

第6条 助成金は、助成対象者の委任に基づき、区が初回費用を協定事業者に直接支払うものとする。

(助成資格の消滅)

第7条 助成資格は、次のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 第2条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 高齢者が介護保険施設等の施設に入所したとき。
- (3) 介護者から利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) 虚偽の申請によってGPS端末機の利用を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が助成の必要がないと認めたとき。

(助成金の返還)

第8条 区長は、前条第4号に該当する者から、助成を受けた額の全部または一部を返還させることができる。

(利用状況の報告)

第9条 協定事業者は、翌月までに、前月分のGPS端末機の利用状況その他区長の指定する事項を区長に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、区長は、必要があると認めたときは、GPS端末機の利用状況その他必要事項の報告を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 12 年 9 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 6 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 22 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

高齢者等 G P S 端末機利用助成申請書

品 川 区 長 あて

下記のとおり申請いたします。

申請年月日		年	月	日				
申請者	住所	品川区 丁目 番 号						
	フリガナ	自宅電話番号 ()		連絡先電話番号 ()				
	氏名			本人との関係				
機種	タイプ							
対象者	住所	品川区 丁目 番 号						
	フリガナ	自宅電話番号 ()						
	氏名			男 女	生年月日 年 月 日 生 (歳)			
要介護度	要支援 1 要支援 2 要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5 未申請							

品川区高齢者等 G P S 端末機利用助成にあたり、区が委託事業者から利用状況報告等の情報提供を受けることに同意します。

申請者署名 _____

受付	担当者	收受日	
_____	_____		
在宅介護支援センター			

高齢者等GPS端末機利用助成決定通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のありました高齢者等GPS端末機の利用助成について
下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

対 象 者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日 歳
	住 所	品川区		
区 助 成 金 額	GPS 端末機初期費用		利 用 者 負担金額	

サ ー ビ ス 提 供 事 業 者	住 所 電 話
----------------------	------------

利用に際しての ご注意 !	
--------------------------------	--

以下の事項に該当した時は、必ず区役所へ連絡をして下さい。

1. GPS 端末機の利用をやめるとき。
2. 対象者又は申請者が死亡したとき。
3. 対象者又は申請者が区外に転居したとき。
4. 対象者が特別養護老人ホーム等の施設に入所または病院に入院したとき。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

高齢者等GPS端末機利用助成申請却下通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のありました高齢者等GPS端末機利用助成
につきましては、下記の理由により却下しましたので通知いたします。

記

1. 理由

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

様

品川区長

高齢者等GPS端末機利用助成決定通知書

品川区高齢者等GPS端末機利用助成について、下記の者を決定したので通知します。

記

1. 利用者氏名

様

住所
電話番号
続柄

2. 対象者氏名

様

住所

3. 助成決定日

年 月 日

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区長 あて

高齢者等GPS端末機利用助成開始通知書

年 月 日付で品川区高齢者等GPS端末機利用助成の交付決定の
ありました下記の者について、GPS端末機の利用を開始したので通知します。

記

1. 利用者氏名

2. 対象者氏名

3. 利用開始日 年 月 日

【協定事業者名】